

URP06-16

認定の公平性に関する 評価委員会規程

(第16版)

2026年4月1日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
適合性評価推進センター認定センター

目 次

| | |
|-----------------|---|
| 1. 適用範囲..... | 3 |
| 2. 定義..... | 3 |
| 3. 組織..... | 3 |
| 3.1 委員長の選任..... | 3 |
| 3.2 委員の委嘱..... | 3 |
| 3.3 事務局..... | 3 |
| 4. 所掌事務..... | 3 |
| 5. 委員会の招集等..... | 3 |
| 6. 議事の公開..... | 4 |
| 7. 規程管理部署..... | 4 |
| 附則..... | 4 |
| 様式1..... | 5 |

認定の公平性に関する評価委員会規程

1. 適用範囲

この規程は、独立行政法人製品評価技術基盤機構適合性評価推進センター認定センター（以下「IAJapan」という。）における認定の公平性に関する評価委員会（以下「公平性委員会」という。）の組織、事務等に関する事項について定める。

2. 定義

本規程における用語の定義は、「認定制度品質マニュアル（適合-部門-UQM）」及び「IAJapan 組織及び職務権限規程（適合-部門-URP20）」による。

3. 組織

3.1 委員長の選任

- (1) 公平性委員会に、委員長1名を置き、委員長は委員の互選により選任する。また、委員長に事故等あるときは、その職務を代行する委員を委員の互選により選出する。
- (2) 委員長は、公平性委員会の議事を統括する。

3.2 委員の委嘱

- (1) トップマネジメントは、「IAJapan の公平性の確保に関する方針（適合-部門-URP17）」4.6 の定めに従い、委員間の利害関係に均衡が図られるよう委員を選定し、委嘱する。また、委嘱の手続については、「認定業務管理規程（適合-法B-業務管理）」による。
- (2) 委員の任期は、原則として3年とする。
- (3) トップマネジメントは、委員の任期中に、その委嘱した時点の委員の持つ利害と異なる利害を委員が持つこととなった場合、辞任があった場合等、公平性委員会の利害均衡に支障が生じる時は、委員の追加等を行うものとする。
- (4) 公平性委員会の出席に係る旅費及び謝金は、「認定業務管理規程（適合-法B-業務管理）」による。

3.3 事務局

公平性委員会の事務局は、品質管理・国際対応室に置く。事務局は公平性委員会運営に必要な手続を行う。

事務局は、委員から審議に必要なものとして秘匿とすべき情報の提出を求められたときは、当該情報の必要性を厳に審査し、当該情報を委員へ提供する時は、様式1「機密保持契約書」の提出を求めなければならない。

4. 所掌事務

公平性委員会は、「IAJapan の公平性の確保に関する方針（適合-部門-URP17）」4.6 に従い、認定制度の公平性に関して、次の事項について協議する。

- ① 認定活動における個々の仕組みの適切性の評価
- ② 公平性に関するリスク分析の網羅性
- ③ 公平性に関するリスクに対する処置対応の妥当性

5. 委員会の招集等

- (1) 公平性委員会は、トップマネジメントが招集する。また、原則として年1回以上開催する。

- (2) トップマネジメントは、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ委員の都合を確認し、委員の4/5以上の出席及び出席委員の利害均衡が図られる見込みのある日時を選定する。
- (3) トップマネジメントは、欠席する委員に対しは同一の利害関係にある代理人の選任を求めることができる。
- (4) トップマネジメントは、欠席となる委員が生ずる場合は((3)の代理人が出席する場合を除く)、当該欠席となる委員から、その議事に係る意見の提出を求めるものとする。
- (5) 事務局は、(4)の場合において、当該意見の提出に当たる検討時間が確保できるよう、十分な余裕をもって、その議事に係る資料を委員に送付しなければならない。

6. 議事の公開

公平性委員会は非公開とする。ただし、その議事要旨及び配付資料(認定された事業者が特定される内容、事業者の営業の秘密が含まれる等、秘匿とすべき内容を除く。)は、IAJapanのWeb ページで公開する。

7. 規程管理部署

本規程の管理部署は適合性評価推進センター認定センター品質管理・国際対応室とする。

附則

この規程は、2012年4月9日から施行する。

附則

この規程は、2012年8月30日から施行する。

附則

この規程は、2014年7月1日から施行する。

附則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2018年10月9日から施行する。

附則

この規程は、2019年1月1日から適用する。

附則

この規程は、2022年10月4日から適用する。

附則

この規程は、2024年12月9日から適用する。

附則

この規程は、2026年4月1日から適用する。

様式1

独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長殿

機密保持誓約書

独立行政法人製品評価技術基盤機構適合性評価推進センター認定センター(以下「IAJapan」という。)が設置する認定の公平性に関する評価委員会(以下「委員会」という。)の委員として、今回提供を受けた下記の情報(公知の情報を除く。)について、IAJapanの許可なく、開示、漏えい又は他の業務の遂行に使用しません。また、この義務及び責任は委員の任期終了後も継続して遵守します。

記

- a) ○○○○○○○○○○(提供する情報の内容)
- b) ○○○○○○○○○○(提供する情報の内容)
- c) ○○○○○○○○○○(提供する情報の内容)

20 年 月 日

氏名: